

令和2年国勢調査について

令和2年3月

福井県地域戦略部統計情報課

国勢調査の概要

1 目的

- ・ 日本に住む全ての人を対象とした、統計法に基づき実施する最も重要な全数統計調査
- ・ 国内の人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的とする
- ・ 大正9年（1920年）から5年ごとに実施され、今回は令和初であると同時に、調査開始から100年の節目を迎える調査となる

2 調査期日

令和2年10月1日午前零時現在の状況を回答

※9月14日から調査書類を配布し、10月7日までを回収期間とする

3 調査対象

日本国内に常住するすべての人（外国人を含む）

※「常住する」とは、当該住居等に3か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっていることをいう

介護サービス事業所の皆様へのお願い

➤ 施設サービス事業所の皆様へ

- ・令和2年10月1日時点で3か月以上入所されている方、または3か月以上入所が続く予定の方は、貴施設を居住地として調査を行います。
- ・今後、市町または総務大臣の任命を受けた調査員がお伺いし、調査の詳細を説明の上、協力をお願いしますので、御協力を賜りますようお願いいたします。

※施設職員が全ての入所者の方について御回答いただける場合、従来の紙の調査票に加え、今回調査よりインターネット回答が可能となる見込みです。

➤ 介護サービス事業所の皆様へ

- ・直接、調査に関わる必要はありませんが、高齢者の方から相談を受けた際は、市町や調査員に聞いてみるよう促すなど、御対応くださいますようお願いいたします。
- ・なお、調査員以外の者が代理記入することはできません。
- ・調査員や市町職員以外の者が、電話や訪問で個人情報聞き出すかたり調査が危惧されますので、周知いただけますと幸いです。
- ・不審な電話や訪問を受けたなどの相談があった場合は、市町へ相談するよう促してください。

※調査員は、総務大臣任命の調査員証と国勢調査員であることがわかる腕章を持参しています

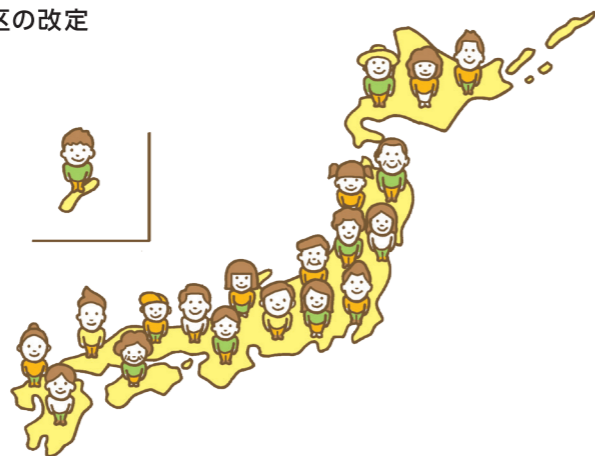
国勢調査の活用事例

国勢調査から得られる統計は、国や地方公共団体が公正な行政運営を行うために利用されるとともに、他の様々な公的統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても用いられます。

また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用や、学術・研究機関における研究のための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

1 各種法令に基づく利用

- 〈衆議院議員選挙区画定審議会設置法〉衆議院の小選挙区の改定
- 〈地方自治法〉地方自治法で用いる人口として規定
- 〈地方交付税法〉地方交付税の算出に利用
- その他
 - ・公職選挙法、過疎地域自立促進特別措置法
 - ・地方税法
 - ・政党助成法
 - ・都市計画法施行令
 - ・災害対策基本法施行令
 - ・交通安全対策特別交付金等に関する政令 など



2 行政上の施策への利用

- 少子高齢化関連
 - ・子育て支援のための施策
 - ・高齢者福祉施策



- 防災関連
 - ・防災計画の策定
 - ・災害復興計画の策定
 - ・被害予測
 - ・被害予測システムの開発
- 地域活性化関連
 - ・都市再生プロジェクト推進事業
 - ・都市交通計画



3 公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口、世帯数の推計
- 生命表の作成
- 世帯を対象とする他の統計調査の標本設計



4 学術研究・企業等での利用

- 学術研究
 - ・人口学
 - ・地理学
 - ・経済学
 - ・社会学
- 企業等での利用
 - ・電力需要などの各種需要把握
 - ・商品開発やサービスの需要予測



関係機関・団体のみなさまへ



日本国内に住むすべての人と世帯を
対象とした5年に一度の大調査

開始100年の
国勢調査に
ご協力ください



いまを知る。

その積み重ねが、未来をつくってきた。

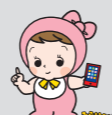
我が国では100年前から国勢調査の結果を
国や地域が進む道筋を立てるために活用してきました
令和2年、あなたと、日本にいる全員が希望を描ける未来へ
開始から100年をむかえる令和最初の国勢調査が、はじまります

国勢調査2020



国勢調査2020キャンペーンサイト 国勢調査 検索

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>



総務省統計局・都道府県・市区町村

調査へのご協力をお願い

国勢調査は非常勤の国家公務員である「国勢調査員」が世帯を訪問する方法で行われます。調査を進める上で最大のポイントは、すべての人と世帯を漏れなく、重複なく調査することです。国勢調査を正確かつ円滑に実施するためには、関係機関・団体のみならずそれぞれのご協力が不可欠です。調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

福祉関係・病院関係

社会福祉施設・病院関係者の方々の調査員としての協力



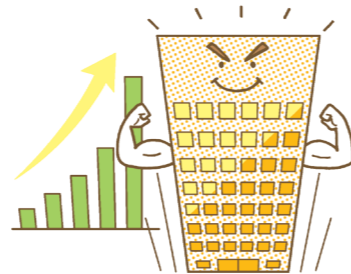
外国人関係団体・在留外国人支援団体・青年関係団体

日本に住む外国人の方も調査対象であることや調査実施の周知



経済界・労働界

企業等を通じた社員や職員への調査実施の周知



報道関係団体

日本に住むすべての人に調査の実施及び重要性を周知



教育関係団体

学校等を通じた学生への調査実施の周知、学生寮・寄宿舎等の円滑な調査実施への協力



研究機関・シンクタンク関係団体

調査の意義や重要性について、有識者やオピニオンリーダーからの有効な発信



上記以外の団体のみならず

国勢調査は日本で最も重要な統計調査であることや調査実施の周知

令和2年国勢調査の概要

調査の期日

令和2年10月1日現在で実施します。

調査の対象

令和2年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人（外国人を含む）及び世帯を対象とします。

調査事項

世帯員について

「男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、「従業地又は通学地」など15項目

世帯について

「世帯員の数」、「世帯の種類」、「住居の種類」、「住宅の建て方」の4項目

調査の流れ

国勢調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布した後、インターネットによる回答を先行して受け付ける方法で行われます。調査完了後は、すべての調査票が総務省統計局に集められ、独立行政法人統計センターで集計されます。

調査は、下の図に示す流れで実施します。



※指導員及び調査員は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。
※一部の地域では、調査員事務を受託した事業者が調査を実施します。

結果の公表

調査の結果は最も早い「人口速報集計」を令和3年2月に公表し、その後、年齢別人口・世帯の状況などを集計した「人口等基本集計」を令和3年9月までに公表する予定です。公表した調査結果については、総務省統計局のホームページのほか、都道府県立図書館などで、どなたでもご覧いただけます。